

原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯

令和 4 年 9 月 2 1 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 4 項において、同条第 3 項第 1 号の規定により事業所に立ち入るときに携帯することとされている、身分を示す証明書（以下「検査官証」という。）を携帯せずに原子力検査官が当該立入りを行っていた件について報告するものである。

2. 事案の概要

本年 7 月から 9 月にかけて計 8 回の原子力規制検査に当たって、原子力規制部検査グループの企画官級の原子力検査官 2 名が、検査官証を携帯せずに実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年 9 月 1 4 日に判明した。また、当該 2 名の検査官証は発行されておらず、当該 2 名は検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。

検査官証は同グループ検査監督総括課が発行手続をするものであるが、令和 3 年度の要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」を踏まえ、その是正処置の一環として策定した事務手続に基づき、これまで人事課から各部門の総括補佐に共有されていた人事異動情報が検査監督総括課にも共有されるようにし、同情報を基にして発行手続をすることとしていた。

しかしながら、課長補佐級を超えた職位の職員の人事異動情報は従前から各部門の総括補佐に共有されておらず、検査監督総括課にも共有されていなかった。そのため、当該 2 名の検査官証は発行されていなかった。

本年 9 月 1 5 日、検査監督総括課は当該 2 名の検査官証発行手続に着手するとともに、同月 1 6 日に検査グループの職員に注意喚起を行った。

3. 再発防止対策

原子力規制庁として次の再発防止対策を講じることとし、実行していく。

- ① 検査官証の発行手続きに漏れがないように、検査グループの管理職を含む全ての職員の人事異動情報を検査監督総括課に共有する。
- ② 検査グループの課等の長は、検査官証の不携帯に係る再発防止に責任があることを自覚して、日頃から原子力検査官に対して注意喚起を行う。
- ③ 検査グループの担当指定職及び課等の長は、人事異動の際、検査官証の未発行、検査官証の不携帯のリスクが存在することを後任者に引き継ぐ。

なお、他の検査官証についても同じリスクがあることから、担当指定職、管理職は同様の取組を行うこととする。

（添付資料）

参考：参照条文

参照条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
第六十一条の二の二

1・2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5～10 （略）